

トランスジェンダーの学生の受け入れに関する検討委員会による報告書

トランスジェンダーの学生の受け入れに関する検討委員会
2019 年 10 月 1 日
(文責：鈴木崇夫)

目次

【1】 トランスジェンダーの学生の受け入れについて検討するために必要な認識と情報

(1) トランスジェンダーとは

- 1) 「トランスジェンダー」の定義
- 2) 性自認 ≠ 性的指向
- 3) トランスジェンダー ≠ 性同一性障害
- 4) トランスジェンダー ≠ インターセックス

(2) トランスジェンダーをはじめとした「性的少数者」めぐる社会的状況

- 1) 国際社会
- 2) 日本社会

(3) 他大学の対応状況

- 1) 共学校
- 2) 国内の女子大学
- 3) アメリカ合衆国の女子大学

【2】 受験の可否に関する一般的な諸意見の整理

(1) トランスジェンダーの学生を受け入れるべきであるという意見

- 1) 人権の尊重
- 2) 多様性の尊重
- 2) 女子大学の使命

(2) トランスジェンダーの学生の受け入れに否定的な意見

【3】 受験の可否に関する委員会としての判断・見解

(1) 本学の「建学の精神」、「モットー」、「教育目標」に照らして考えると？

(2) 本学が女子大学であるということの意味・意義を何に見るか、ということに照らして考えると？

【4】 委員会の結論と提言

【5】 今後の具体的な課題

本委員会は、佐伯学長の命を受けて 2018 年度 10 月に立ちあげられた。発足時の委員は、教員が米谷、坂田、原田、鈴木（崇）の 4 名、職員が高木、西村の 2 名である（原田は 2019 年 3 月末に他大学に転出）。委員長は鈴木が務めた。トランスジェンダーの女性の受験を本学も認めるべきかどうかについて検討することが、本委員会に課せられた任務である。「トランスジェンダー（の）女性」とは、以下で詳しく述べるが、生まれたときに割りあてられた性別は男性だが性自認は女性である人のことを意味する。

本委員会は、2018 年度後期から、原則として月 1 回の会合をもった。会合に際しては、事前に各委員がそれぞれの課題について調べたり考えたりしたことをそのつど持ち寄って、議論の深まりを期した。以下、その検討結果を報告する。

なお本報告書は、各種委員会の通常の報告書としては、注の内容と分量が異例のものとなっているかもしれない。本委員会の検討主題について、またそれと深くかかわる本学の「建学の精神」・「モットー」・「教育目標」について、今後議論を深めていくための叩き台にしていたただければと思い、あえて割愛せずに付記した次第である。

【1】 トランスジェンダーの学生の受け入れについて検討するために必要な認識と情報

（1） トランスジェンダーとは

1) 「トランスジェンダー」の定義

本報告書では、「トランスジェンダー(Transgender)」という言葉を用いて、《生まれたときに割りあてられた性別を越えて生きること》あるいは《生まれたときに割りあてられた性別を越えて生きる人》という意味で用いる。

《自分の性別を自分がどう認識しているか》は「性自認(Gender Identity)」と呼ばれている。生まれたときに割りあてられる性別は、日本ではほぼ「戸籍上の性別」に相当する。それは、多くの場合、遺伝子や生殖器（＝外性器や卵巣・精巣などの性腺）などの身体的特徴にもとづく。そのため、「生まれたときに割りあてられた性」は「体の性」、「性自認」は「心の性」と呼ばれることもある。しかし、遺伝子や生殖器などの身体的特徴が、典型的な男女の区別に一致しない人も一定数いるので、「体の性」・「心の性」という概念枠組は厳密さに欠けるところがある。

性自認は、多くの人にとって、自分が自分であることの、つまり自分のアイデンティティの根幹にかかわる事柄である。これは、トランスジェンダーの人々にとっても同様である。ところがこのことを、トランスジェンダーではない人々の多くは理解していないように見受けられる。そもそも理解しようとするしない人も少なくない。その結果、トランスジェンダーは、風変わりな趣味のようなものとみなされて、茶化されたり揶揄されたりすることがある。つまり、そういう対応もふくめて、誤解や偏見にさらされる場合が多い。

2) 性自認 ≠ 性的指向

「性自認」と混同されがちな言葉に「性的指向(Sexual Orientation)」というものがある。

る。「性的指向」とは、《恋愛感情や性的な欲求がどの性別に向かっているか》をあらわす言葉である。異性愛（ヘトロセクシャル）、同性愛（ホモセクシュアル）、両性愛（バイセクシャル）、全性愛（パンセクシャル）、無性愛（アセクシャル）、等々は、この性的指向にかかわる概念である。

恋愛・性愛の対象が異性に向かうのが異性愛、同性に向かうのが同性愛、男女両方に向かうのが両性愛である。性別という枠を意識しつつ男性と女性とのどちらにも恋愛・性愛が向かいうる両性愛とちがって、全性愛は、性別という枠を超えて、それにとらわれずに人に対して恋愛・性愛が向かいうる。どのような人に対しても性的指向をもたないのが、無性愛である。

3) トランスジェンダー ≠ 性同一性障害

「トランスジェンダー」と「性同一性障害 (Gender Identity Disorder)」も、概念上の区別が必要である。「性同一性障害」とは、性自認と身体上の性別特徴とが一致しない人のなかで身体上あるいは精神上の医学的な治療（たとえば性別適合手術、ホルモン療法、精神療法など）や支援を望む人に対して、医学的立場から用いられる言葉である¹。トランスジェンダーであってもそうした医学的治療を必要としない人、あるいは望まない人もいたので、トランスジェンダーである人がすべて性同一性障害という分類に入るわけではないのである。

なお、2014年にアメリカ精神医学会は最新の診断基準「DSM-5」において、性同一性障害という用語を「性別違和 (Gender Dysphoria)」に改めている。性自認と身体上の性別特徴が一致しない事態を「障害」という疾病概念でとらえることに対する反省が、医学界にも広まりつつあることを示すものと見てよいだろう。以下で述べるように、2018年には世界保健機構 (WHO) でも同趣旨の訂正がおこなわれている。

4) トランスジェンダー ≠ インターセックス

「インターセックス (Intersex)」とは、生殖器や遺伝子染色体などの先天的な身体的特徴が、典型的な男女の区別に一致していない状態にあることを意味する。従来は「両性具有」、「半陽陰」などと呼ばれていたが、現在、日本小児内分泌学会では「性分化疾患」という用語に統一されている。なお、インターセックスをめぐる社会的状況については、あらためて言及する。

以上のことから、性別について原理的な次元で確認できるのは、①性別は身体的な基準（遺伝子、生殖器、体つき）によって一律に確定できるものではない、②性別は男か女かという二者択一ではない、ということである。さらに言えば、③性別は一生を通じて固定的なものであるとはかぎらないし、④性自認や性的指向の多様性ないし揺らぎはどの人間のうちにも潜在している可能性がある、ということにも留意する必要がある。

(2) トランスジェンダーをはじめとした「性的少数者」めぐる社会的状況

1) 国際社会

○ 国連人権理事会は 2011 年に、個人の性的指向や性自認を理由とする暴力や差別に対する「由々しき懸念」を表明する国連人権決議 (A/HRC/RES/17/19) を採択し、日本も賛成している。

○ 国連の自由権規約委員会は、国際人権規約の自由権規約第 40 条 (b) に関連して 2014 年に、「締約国は、性的指向および性別認識〔＝性自認〕を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである」と述べている。

○ 性的指向に関する差別禁止法が存在する国等は、76 か国と 85 地域にのぼっている (2016 年 8 月時点)。

○ 性自認、性的指向に関する差別をしてはならないという法律は、すでに EU 加盟国すべてで制定されているほか、オーストラリアやニュージーランドで、そしてアメリカのいくつかの州で制定されている。

○ 2014 年には、性的指向を理由とする差別の禁止がオリンピック憲章に盛り込まれた。

○ 同性婚については、日本を除く G 7 の国々が同性婚またはそれに準じた制度をすでに認めており、アメリカ合衆国でも 2015 年に連邦最高裁が、すべての州で同性婚の権利を認める判断をくだしている。

○ 2018 年 6 月 18 日に、世界保健機構 (WHO) が「国際疾病分類」最新版 (ICD-11) を発表し、性同一性障害が「精神疾患」から外れて、「性の健康に関連する状態」という分類中の Gender Incongruence (厚生省訳は「性別不合」という項目になった。

○ インターセックスを「第三の性」として認める法律が、2019 年の 1 月 1 日からドイツで施行された。インターセックスとは、すでに記したように、遺伝子や生殖器などの身体的特徴が典型的な男女の区別に一致しない状態をいう。この法律により、親は出生届を提出するときに、männlich (男の) / weiblich (女の) / divers (その他の、多様な) の選択肢から性別を選ぶことになる。出生届での性別は、パスポート、運転免許証などのすべての行政文書に記される。なお、後になって性別を divers から従来の性別に変更することも可能である。ドイツ以外にも、オーストリア、オーストラリア、ニュージーランド、マルタ共和国、インド、カナダなどにも同様の法律を施行している。

2) 日本社会

○ 日本は 2014 年に国際人権理事会から、性的指向と性自認に基づく差別を撤廃する措置を講ずるよう勧告を受けているが、いまだに、トランスジェンダーの人が戸籍上も自分の望む性で生きるためには性別適合手術が条件となっていたり、同性どうしのパートナーシップが保証されていなかったりなど、法整備の面で国連勧告に応じていない状態にある。

○ 地方自治体の取り組み

- ・ 渋谷区や世田谷区などの地方自治体が 2015 年 11 月に同性パートナーの証書の発行をおこなう制度を開始（渋谷区は条例を制定）し、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市、北海道札幌市などでも世田谷区が実施している同性パートナー証書を発行する制度を開始した。
- ・ 「文京区男女平等参画推進条例」（2013 年 11 月施行）や「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」（2014 年 1 月施行）など、地方自治体レベルでは、性的指向や性自認を理由とする差別的な取り扱いの禁止を明記する条例がすでに存在する。
- ・ 東京都は、「いかなる種類の差別もあってはならない」という人権尊重の理念を実現していくことを目指して、オリンピック憲章に準拠する都の条例を制定した。この条例は、2019 年春から施行されている。この条例の特徴は、LGBT に関する差別をしてはならないという「差別禁止条項」が盛り込まれている点にある。LGBT に対する「理解を進める」といった文言にとどまらず、「差別をしてはならない」と明記しているのである。

これまであえて LGBT という言葉は用いてこなかったのが、念のため付記しておく、「LGBT」は、L がレズビアン (Lesbian: 女性の同性愛者)、G がゲイ (Gay: 男性の同性愛者)、B がバイセクシャル (Bisexual: 両性愛者)、T がトランスジェンダーの頭文字であり、「性的少数者」と一般に呼ばれている人々に対する総称として用いられている。電通ダイバーシティ・ラボが 2018 年に実施した「LGBT 調査 2018」では、LGBT 層に該当する人は 8.9%いるとされている。

この人数を「少数」とみなすかどうかは意見の分かれるところだろう。また、すでに言及した全性愛（パンセクシャル）や無性愛（アセクシャル）、あるいは、性自認が男女どちらかに分けきれない「X ジェンダー」などは、LGBT という言葉のうちに明示的には含まれていない。こうしたことから、性自認や性的指向の多様性を包括する言葉として、「LGBT」にかえて「SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity)」（性的指向・性自認）が用いられる場合がある。さらに、性的指向と性自認にかかわる事柄は、「少数者」であるか「多数者」であるかにかかわらず、すべての人間にとって共通の課題である、という観点から、SOGI という言葉が優先されることも多くなってきている。

○ LGBT の差別解消に向けた法制化の動き²

- ・ 国会では、2015 年に 3 月に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会を控え、LGBT への差別をなくすため、法的課題について検討する超党派の国会議員有志による「LGBT に関する課題を考える議員連盟」（以下「LGBT 議連」という）が発足した。LGBT 議連は、性的指向や性自認による差別を解消するための法律の制定に向けて、2016 年 1 月に立法検討ワーキングチームを設置した。同チームでは、民主党（当時）が作成した法律案の骨子をたたき台として議論がなされた。

- ・ 一方、自民党は、同年 2 月、LGBT への偏見について議論する「性的指向・性自認に関する特命委員会」を党内に設置した。同委員会において「性的指向及び性同一性〔＝性自認〕の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」が取りまとめられた、と同年 5 月に報じられたが、国会提出には至っていない。この法案は、LGBT に関する国民の理解を促進するための基本計画の策定などを政府に義務づけているが、差別禁止規定や罰則を設けていない。自民党は、「勧告の実施や罰則を含む差別の禁止とは一線を画し、あくまで社会の理解増進を図りつつ、当事者の方が抱える困難の解消を目指します」としており、実施すべき各省庁の施策を取りまとめ、同年 5 月 24 日付けで政府に対して 33 項目からなる要望書を提示した。
- ・ LGBT 議連での協議が調わなかったことから、民進党（当時）は、同年 5 月に、「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」を民主党・無所属クラブ、日本共産党、社会民主党等を提出会派として衆議院に提出した。ただし、この法案は、第 194 回国会において、衆議院解散により廃案（2017 年 9 月）となった。この法案は、国や地方自治体が性的指向または性自認を理由とする差別の解消を推進するための方針・計画などを定め、行政機関や事業者が性的指向または性自認を理由として差別的取り扱いをおこなうことを禁止すると同時に、雇用（募集・採用）の際は均等な機会を提供し、ハラスメントを防止すること、学校などでいじめなどがおこなわれることがないように取り組むことなどを定めている。
- ・ 2017 年の衆議院議員選挙に際しては、自民党が公約で「性的な多様性を受容する社会の実現」を掲げたほか、希望の党、公明党、立憲民主党、共産党、社民党の 6 党が、LGBT 関連の法整備を公約として掲げるなど、日本においても LGBT の人権保障にかかわる法整備に向けた動きが加速しつつある。
- ・ 2018 年 12 月 5 日に、立憲、国民、無所属、共産、自由、社民の野党 5 党 1 会派が「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」（通称・LGBT 差別解消法案）を衆議院に提出した。

○ 学術界

日本学術会議の 2017 年の提言書において、「MTF〔＝トランスジェンダー女性〕が女子校・女子大学に進学できないとしたら、それは「学ぶ権利」の侵害になると言えよう」と記されている。

○ 文部科学省

2015 年に、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を出している。

○ 司法界

- ・ 女性への性別適合手術を受けた者がフィットネスクラブにおいて戸籍上の性別であ

る男性の更衣室の利用を求められ、人格権を侵害されたとして運営元のスポーツクラブに賠償を求めた訴訟事件があり（2017 年 6 月 19 日和解成立）、京都地裁は和解勧告で、「自らの性自認を他者から受容されることは、人の生存に関わる重要な利益」と指摘した。

- ・ 生殖機能をなくす手術を性別変更の条件とする性同一性障害特例法の規定は、個人の尊厳をうたう憲法 13 条などに違反する、と主張して戸籍上の女性が、手術なしで男性への性別変更を求めた家事審判で、最高裁第 2 小法廷は 2019 年 1 月 23 日付で、「現時点では憲法に違反しない」との判断をくだしたが、同時に、「規定は個人の自由を制約する面があり、その在り方は社会の変化に伴い変わる」として、「合憲かどうかは継続的な検討が必要」とも指摘した。また、裁判官 4 人のうち裁判長と 1 名の裁判官は、手術なしでも性別変更を認める国が増えている状況を踏まえて「違憲の疑いが生じている。人格と個性の尊重という観点から適切な対応を望む」との補足意見を述べている。

○ 企業

LGBT の受け入れに積極的な企業が増加している。一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）も、企業に対して LGBT への適切な理解を促しており、その理解と受容とを促進するための視点と、次のような取り組み例を示している——①性的指向・性自認等にもとづくハラスメントや差別の禁止を社内規定等に具体的に明記、②社内の人事・福利厚生制度の改定、③社内セミナー等の開催、④社内相談窓口の設置、⑤ハード面での職場環境の整備、⑥採用活動における LGBT への配慮、⑦LGBT に配慮した商品・サービスの開発、⑧社外イベントへの協力、NPO 法人等との連携。

（3）他大学の対応状況

1）共学校

共学校においては、トランスジェンダーの学生を受け入れるかどうかということは大きな問題とはならない。というのは、トランスジェンダーをはじめとしたさまざまな性的少数者が入学し学生生活を送っていることは、共学校においては既成の事実だからである。共学校での課題は、そうした学生、さらには教職員の人権をどう保障していくか、また、その学修環境や就労環境をどう改善していくか、にある。そうした課題に向きあっている共学校の、その取り組みの様子は、以下のとおりである。

○ 筑波大学：

「筑波大学における LGBT 等の性自認及び性的指向を理由とした差別の禁止及び解消に関する基本理念： 建学の理念に「開かれた大学」を掲げ、教育・研究に多様性と柔軟性を追求する筑波大学にあっては、本来違いを持つ学生及び教職員がすべて尊重されることは言うまでもありません。少数者にあたる LGBT 等〔中略〕について、我が国における大学改革を先導する本学は、以下の方針により責任を持って対応します。 / 少数者を差別しません～ 性自認や性的指向は本学が重視する本人の能力とは無関係で

あり、少数者であるということで差別や嫌がらせがあってはなりません。これらは本学のダイバーシティ基本理念に反するものです。／ 自己決定を尊重します～ 性自認や性的指向に関する情報やその開示・非開示、またそれらの表現は、当事者の意思でコントロールされるものであり、他者から不当に侵害されることがあってはなりません。／ 修学・サービスの妨げを取り除きます～ LGBT 等の少数者にとって修学・サービスの妨げとなる事柄は、適切な過程による合意形成を経て、合理的な範囲で取り除かなければなりません。／ 地球規模課題の解決の先頭に立つ本学において、個性と多様な能力が発揮されることは、未来地球社会に求められるイノベーションの創出という目標の出発点にあります。そのため、本学は学生、教職員を問わず全構成員を対象とした上記の基本理念を掲げ、さらに以下の具体的な対応を行います」(「LGBT+等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン」から)

○ 大阪府立大学

「1. 基本理念～ 大阪府立大学は、人権を重んじる大学として、性的指向(Sexual Orientation)や性自認(Gender Identity)を理由とする差別や偏見のない大学を目指します。また、本学構成員の一人ひとりが相互に人格と多様性を尊重し合い、快適に、安心して過ごせる教育・研究環境を整えます」(「大阪府立大学 SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity [=性的指向と性自認] の多様性と学生生活に関わるガイドライン」から)

○ 早稲田大学

「早稲田大学は、国籍、性別(男女だけではない性の多様性)、障がいの有無等に関わらず、大学内に多様な個性が共存し、それぞれの目線で学習、教育・研究・就労に関わることにより、大学の更なる深化につながる新たな発想が生まれるようなアカデミック・コミュニティの形成を目指しています。そのため、スチューデントダイバーシティセンターでは、次の2つの理念に沿って具体的取り組みを推進していきます。／ ・大学生活全般において不利益を被りうる多様なマイノリティ学生が安心して学業に専念できる学生生活環境の確保 ／ ・大学に集う全構成員が多様な価値観や生き方を受容するキャンパスづくりの推進」(「Gender and Sexuality Center ／ 早稲田大学 GS センター」から)

○ 関西学院大学

「関西学院は、ダイバーシティ(多様性)を力とする「垣根なき共同体」を目指して、2010年9月に学院として「インクルーシブ・コミュニティ構築に向けて」(2014年改訂)を行いました。その中で、関西学院というコミュニティに集うすべての者——学生・生徒・児童・園児、教員、職員、同窓、およびその家族——が、コミュニティ内の性別、年齢はもとより、国籍、人種、民族、出生地、主たる言語、宗教・信仰、身体的・精神的特徴、そしてセクシュアリティといった違いを尊び、それぞれの能力を発揮できる環境づくりに向けて努力していくことを宣言しています。／ 関西学院大学では、2013

年度より毎年 IDAHOT の日（5 月 17 日、世界 130 カ国以上で「多様な性」について考えるアクションや集まりが持たれている日）の近くの週に「関学レインボーウィーク」を開催しています。ウィーク期間中のさまざまなイベントを通して、誰にとっても生きやすい関西学院にむけてここに集う私たち一人ひとりが考える機会になることを願っています」（「第 6 回関学レインボーウィーク 2018」から）

2) 国内の女子大学

○ すでに受け入れを決定した女子大学①： お茶の水女子大学

- ・ 2020 年度から受け入れを実施する。
- ・ この決定は、「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」という国立大学法人としてのミッションにもとづく。
- ・ 「本学では、この決定を「多様性を包摂する女子大学と社会」の創出にむけた取組として位置づけており、今後、固定的な性別意識に捉われず、ひとりひとりが人間としてその個性と能力を十分に発揮し、「多様な女性」があらゆる分野に参画できる社会の実現につながっていくことを期待しています」（お茶の水女子大学ホームページ中の「トランスジェンダー学生の受入れに関する対応ガイドライン」から）。
- ・ 出願前の事前相談と出願資格の確認（性自認が女性であることの確認）をおこなう。性自認が女性であることの確認は、出願申出書と面談とをつうじてなされる。出願申出書には、「自己申告書（自身を女性であると認識している経緯と現況について記入してください）」の欄がある。トランスジェンダーの女性であることを証する（本人以外の）第三者による文書（「医師による診断書」、「高校が作成する書類」、「本人をよく知る家族や知人等による意見書」など）の提出は任意。
- ・ 入学後の性自認の変化は問題視しない。たとえば、入学後に「性自認」が男性に変化しても、在籍・卒業を認める。つまり、受験の出願資格の項目に記されている「女子」という条件は、あくまで入学要件であって、卒業要件ではない。

○ すでに受け入れを決定した女子大学②： 奈良女子大学

- ・ 2020 年度から受け入れを実施する。
- ・ 入試出願の 1 ヶ月前に、医師やカウンセラーら専門家の意見書か、親族の署名付きの自己申告文などを提出する。面談もおこなう。面談は、性自認が女性であることを確認するためのものであると同時に、受け入れ体制についての合意形成を図るためのものでもある。
- ・ 入学後の性自認の変化は問題視しない。
- ・ 入学後に戸籍を男性に変更した場合も問題視しない。

○ すでに受け入れを決定した女子大学③： 宮城学院女子大学

- ・ 2021 年度から受け入れを実施する。
- ・ 本人の性自認や自己決定権を尊重する観点から、願書出願や入学の際などに性別

の申告や診断書などの提出は求めない。それを求めることは、カミングアウトを当人に強制することになるので。

- ・ 願書提出前の相談に応じる。
- ・ 授業や合宿、サークル活動などを想定した支援・配慮に関するガイドラインを2019年度内に策定する予定。

○ 受け入れに向けて作業中の女子大学： 東京女子大学、津田塾大学、日本女子大学など。

- ・ 津田塾大学： 2017年に「トランスジェンダー学生受け入れ検討のための委員会」を設置。トランスジェンダー学生を受け入れる方向性が確認されたことを2018年7月に、教職員、学生、保護者、同窓生に告知した。学生受け入れのガイドラインはまだ策定していないようだが、学生・教職員の理解を深めるために、学内において4回の講演会・研修会を実施した（後半2回は学生参加可）。2018年の大学祭開催期間中の10月20日に実施されたオープンキャンパスで、保護者向けに受け入れの方針について学長が説明した。

○ 「スリーS」

- ・ 清泉女子大学： 2018年度前期に、LGBTに関する講演会を、ハラスメント防止委員会の主催で実施した。2018年度後期に「トランスジェンダーの学生の受け入れに関する検討委員会」を設置し、委員会は、検討結果をまとめた報告書を2019年度後期開始時に学長に提出した。
- ・ 聖心女子大学： 中長期計画案の中にLGBT対応について掲げられているとのことであるが、検討委員会の設置の必要性が指摘されている段階にとどまっているようである。次年度から制服にパンツスーツを導入することは決まっているらしい。
- ・ 白百合女子大学： 明確な情報は得られていないが、まだ検討作業には入っていないようである。

3) アメリカ合衆国の女子大学

○ 「セブン・シスターズ」と呼ばれてきた米国東海岸の7つの「名門女子大学」のうち、現在でも女子大学を維持している5大学（バーナード、プリンナー、マウントホリヨーク、スミス、ウェルズリー）におけるトランスジェンダー対応³

- ・ トランスジェンダー女性を、5大学とも受け入れている。
- ・ 受験生自身の性自認を尊重し、出願時の性別確認は受験生の自己申告による。
- ・ いったん入学した学生に対しては、性自認にもとづく性別を学生が男性に変えた場合でも、在籍・卒業を認める。
- ・ トランスジェンダーの学生にかぎらず、ノンバイナリーの学生、ジェンダー・ノンコンフォーミングの学生⁴の受け入れを明言している大学もある。たとえば、マウントホリヨーク大学の場合、女子大学として「女性」を受け入れるにあたっ

ての有資格者は、次のとおりである—— ①生物学的に女性に生まれ、女性と自認している。②生物学的に女性に生まれ、男性と自認している。③生物学的に女性に生まれ、その他(other/they/ze)⁵と自認している。④生物学的に男性に生まれ、女性と自認している。⑤生物学的に男性に生まれ、その他(other/they/ze)と自認し、そしてその他のアイデンティティが女性を含むと自認している。⑥インターセックス（性分化疾患）に生まれ、女性と自認している。

つまり、マウントホリヨーク大学では、出願資格がないのは「生物学的に男性に生まれ、男性と自認している」人だけである。

- ・ トランスジェンダー男性⁶であることを申告している受験生に対しても出願資格を認めているのは1大学（マウントホリヨーク大学）のみ。
- 米国のカトリック系女子大におけるトランスジェンダー対応
 - ・ 約 20 校のホームページを閲覧した結果、トランスジェンダー女性の受け入れの可否について記載があったのは2校で、受け入れを明示している。ホームページ上に記載がない大学については、現段階でそれ以上の情報を収集できていないので、受け入れているのかいないのかは不明。

【2】受験の可否に関する一般的な諸意見の整理

以上、トランスジェンダーをめぐる現状を概観した。少なくとも国連やEUを座標軸にするなら、国際社会はトランスジェンダーをはじめとする性的少数者の性的自己決定の尊重を人権問題として重視していることが確認できる。そのための法律上および制度上の整備を推進することが、いまでは国際社会の潮流となっていると言える。日本社会においても同様である。立法、司法、行政の各分野で、また、学术界や民間企業においても、トランスジェンダーをはじめとした性的少数者への人権保障にかかわる規則や制度の整備あるいは拡充が目指されている。

（1）トランスジェンダーの学生を受け入れるべきであるという意見

社会のこうした趨勢を正当なものであると考えるならば、トランスジェンダーの学生を受け入れるべきか否かを検討するにあたっては、次の3つの視点が重要となる。そして、その重要性を認めるならば、トランスジェンダーの学生を受け入れるべきであるという意見が妥当なものであると思われる。

1) 人権の尊重

トランスジェンダーの学生を受け入れるか否かを検討する際には、これが人権問題にかかわるということを理解する必要がある。今の場合、その人権とは、①どのような性として生きていくのかの自己決定の権利、つまり自由権と、②学ぶ機会を等しく与えられるという権利、つまり平等権、である。

ただし、「人権」という言葉に忌避感をいだく人たちも一定数いるので、原理的な次元

で最小限のことを以下に付記しておく。

まず、人権とは、人種や民族や性別などを超えて、どの人間にも認められるべき基本的権利のことであり、したがってまたどの人間も要求することのできる基本的権利のことである。「権利」という日本語は、幕末から明治にかけてつくられた翻訳語であり、原語は、英語では right、ドイツ語では Recht、フランス語では droit である。これらの名詞は、「正しい」という意味をもつ同じ綴りの形容詞に由来する。つまり、「権利」と訳されている近代西洋語の根本の意味は「正しさ」あるいは「正しいこと」である。この点は、さらに遡って、ラテン語 jus も同じである。また、ドイツ語の Recht やフランス語 droit は、「権利」と訳されるほか、「法」と訳される場合もある。「法」を《正当な行為の基準》、「権利」を《正当な行為であるのでそれをしてもよいと認められていること》という意味でそれぞれ受けとめれば、どちらも「正しさ」という根本的な意味にもとづくことがわかる。

したがって、「権」とか「利」とかが日本語としてもっている意味やニュアンスに引きずられると、権利という概念や思想の核心部を取り逃がしてしまうことになりかねない⁷。たとえば、《人権を振りかざすのはよくない》というような言い方は、《正当なことを求めるのは正当なことではない》という主張を含意する場合があることを自覚しておく必要がある。いずれにせよ、ある行為がほんとうに recht である(=正しい)なら、つまり Rech(=権利・法)にかなっているなら、その行為を妨害する行為は unrecht である(=不正・不当である)ことになる。

ちなみに日本国憲法では、第 11 条において、基本的人権について次のように定められている——「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」。

2) 多様性の尊重

トランスジェンダーの学生をすでに受け入れている大学(共学校と一部の女子大学)、あるいは、受け入れようとしている女子大学がその理由としてしばしばあげるのが、人権の尊重ということとならんで、多様性の尊重ということである。たとえば、お茶の水女子大学の担当副学長は次のように述べている——「学長は『男女とは単純な二分ではない。性は多様であり個も多様である。その多様性を認めていこう』という方向性を示している。目指すべき方向として『多様性を包摂する女子大学と社会』を掲げている」⁸。

では、なぜ多様性の尊重が大切なのだろうか。この問いに対する回答としては、二つの考え方が可能である。

一つは、《基本的人権の一つである自由権を実質的に保障するためには多様性の尊重が必要である》という考え方である。もう一つは、《多様な学生・教職員を構成員として含んでいることが、大学組織を活性化し、その創造性を高める》という考え方である。こち

らは、功利主義的な発想に根ざすものなので、一番目の考え方とは異なる。なぜなら、人権の尊重とは、行為や制度から結果する損益についての比較考量を超えた次元でおこなわれるべきはすのものだからである。

トランスジェンダーの学生をすでに受け入れている大学（共学校と一部の女子大学）、あるいは、受け入れようとしている女子大学は、これら両方の考え方にもとづいて多様性の尊重を掲げているように見受けられる。

3) 女子大学の使命

すでに上で確認したように、「シスターズ」と呼ばれる米国の女子大学はトランスジェンダーの学生を積極的に受け入れている。その立場・方針を、それらの大学は、女子大学としての使命と特色からも導き出している。

米国の女子大学は、学問の世界から女性が排除されていた時代に、つまり、女性が社会の周縁に押しやられていた時代に、女性にも学問の機会を提供するという使命のもとに創設された。その後、アイビーリーグの大学も女性を受け入れるようになった 20 世紀後半には、「女性を真剣に教育する場〔中略〕、あるいは女性を心から歓迎し、女性の積極的な社会での活躍を真に期待する場」であることを、「シスターズ」は自分たちの存在意義とみなすようになる。その際、「女性が十全にリーダーシップを発揮できる安全なスペース」としての女子大学の価値が強調された。

21 世紀に入って米国では、トランスジェンダーの学生の入学をめぐる論争が起きる。その背景には、入学時に自分を女性だと申告した学生が入学後に男性という性別を選びとる事例が出てくるようになったことがある。そうしたなかで「シスターズ」をはじめ、トランスジェンダーの学生の受け入れに踏み切った女子大学は、女子大学が、性的に周縁化された学生にとって「快適で安心感を得られる場所」であることを重視するようになる。なぜそうした場所でありうるのかというと、女子大学は、社会において抑圧や排除をこうむりやすい性的少数者にとって、何よりもまず「安全な空間(safe place)」であり、また、「最先端のジェンダー研究がクラスルームの内外で豊かに展開されている優れた教育機関」だからである。

トランスジェンダーの学生を早くから受け入れてきた女子大学の一つであるミルズ大学は、トランスジェンダーの学生とジェンダーについて流動的な(gender fluid)学生とを受け入れるための報告書を公開している。そこには、上述したような経緯を踏まえて、「トランスジェンダーとジェンダーについて流動的な人々の教育は、21 世紀の女子大学に論理的に当然の帰結としてフィットするよう思われる」と記されているという。

さらに、この報告書には、《トランスジェンダーやジェンダーについて流動的な人々に対する抑圧は、性別二元論のシステムにその根源があり、このシステムは女性蔑視と家父長制に由来するものである》という趣旨のことも書かれているようである。

(2) トランスジェンダーの学生の受け入れに否定的な意見

以上のように、現代社会の趨勢と、その趨勢を規定している考え方とを正当なものとみなすならば、トランスジェンダーの学生を受け入れるべきであるという結論が妥当なものであると思われる。

しかし、トランスジェンダーの学生の受け入れに反対する意見は学内でも折々に耳にする機会があり、また、検討委員会の内部でもそういう意見が出されることがあった。

それらをそのまま列挙してみる——“なりすまし受験の可能性がある”、“どんな問題が起こるかわからない”、“国公立大学と私立はちがう”、“清泉は規模の大きな大学とはちがう”、“違和感がある”、“年齢上、性自認がまだ定まっていない”、“人権問題としてとらえるべきではない”、“清泉はカトリックである”。

こうした発言の趣旨を詳しく確認できていないので、趣旨の取り違えがあるかもしれないが、それぞれについて簡単に見解を述べてみる。

- 1) “なりすまし受験の可能性がある”： 現実にはどれほどその可能性があるだろうか。その蓋然性はかなり低いと思われる。たしかにこの場合も、可能性がゼロとは言えない。しかし、そういう事態に対する懸念が、トランスジェンダーの学生の人権を保障するというより優先されるべきであるとは思えない。
- 2) “どんな問題が起こるかわからない”： このような懸念は、新たなことを始めるにあたっては、どんなことに対しても成り立つ。ということは、一般論として漠然とこうした懸念を述べるだけでは、その新規の取り組みに対する反対意見としては不十分であるということである。具体的にどのような問題が起きうるのか、その蓋然性はどれほどなのか、また、実際にそれが起きたときの不都合と人権保障の重要性との兼ね合いをどう考えるのか、など、詰める必要がある。
- 3) “国公立大学と私立大学はちがう”： この発言は、学ぶ機会を等しく与えられるという権利（平等権）を念頭に置いたもののようである。つまり、この発言の趣旨は、国公立大学はその運営が全面的に税金に依存しているのでこの平等権によって強く拘束されるが、私立大の場合はそうでない、ということにあるようだ。たしかに、この主張自体は間違いではないだろう。しかし、トランスジェンダーの学生を受け入れるべきだという意見は、この平等権にのみもとづくものではない。
- 4) “清泉は規模の大きな大学とはちがう”： この発言の趣旨としては、二つのものを区別できる。

一つは、清泉のような小規模な大学では、トランスジェンダーの学生を受け入れるだけの人的・経済的余裕がないという意見である。ほんとうにそうなのだろうか。《余裕がない》というのは、《受け入れが無理》ということなのか、それとも、《負担が増える》ということなのか。後者の場合、どの程度の負担増なのか。こうしたことについての検討を経たうえでないと、《余裕がない》という主張を正当な反対理由として認めてもらうのは難しいように思われる。

もう一つの趣旨は、《学生数・教職員数のうえでも、キャンパスの物理的空間の面でも、よくもわるくも人間関係が濃密とならざるをえない本学においては、当該学生がいったん孤立してしまった場合には対応が難しい》という懸念である。この懸念は、現状を前提するかぎり、無根拠なものではない。ただし、こうした事態は、トランスジェンダーの学生についてだけ起こりうるわけではない。また、もし仮にこうした事態が、《異質な者に対する排除》と呼ばれるべき潜在的傾向に由来するものであるとしたら、そういう傾向をそなえた大学の現状をこそ変えていく必要があると思われる。

- 5) “違和感がある”：（戸籍上の）同性しかいない環境で学生生活を送ることに魅力を感じて女子大学に入学した学生、あるいはその学生の父母、また、そういう環境に馴染んでいる教職員のなかには、戸籍上男性である学生が入学してくることをイメージしたときに何らかの違和感をおぼえる人がいるだろうことは、じゅうぶん想像できる。

その最たるものは、《「男性」の体をもつ学生が女性だけの空間に入り込んでくる》ことに対する違和感であるようだ。この場合、心にとめる必要があるのは、こうした違和感を投げかけられる側からすると、自分を「男性」だと規定されること自体が自己のアイデンティティの根幹を（つまり自分が自分であることの拠り所を）他者によって否定されたことになるということである。当人の性自認を他者が拒否して、他者が自分の性理解をその当人に押しつけるような言動は、近年、「ミスジェンダリング（自認と異なる性別で相手を扱うこと）」と呼ばれて、問題視されるようになってきている。

たとえば、すでに言及した（7頁）京都地裁での和解勧告——「自らの性自認を他者から受容されることは、人の生存に関わる重要な利益」——もこうした社会的趨勢のひとつのあらわれであるし、また、ニューヨーク市ではミスジェンダリングを法律によって禁止している。

ただし、こうした社会の動向そのものに対して「違和感」をいだく人も、もちろん少なくないだろう。

ここで考えてみたいのは、トランスジェンダーに対する違和感や、トランスジェンダーの人権保障に対する違和感が何に由来するものなのか、ということである。

それは、トランスジェンダーの女性についての、実際とはズレたイメージ、つまり思いこみや偏見に由来するイメージによって喚起される違和感であるかもしれない。この場合は、現実の体験によってそのイメージは修正される可能性がある。

あるいは、性別は生まれつき男女のどちらかに決まっていて、そうでない人間は「異常（ふつうでない）」なのだ、という考え方にもとづく違和感なのかもしれない。そういう違和感をいだく人の多くは、トランスジェンダーを「不自然なこと」と呼び、自分の感情を「自然なこと」とみなすだろう。そして、「自然なこと」であるかどうかを基準にして、(道徳的) 善悪の価値判断をくだすのである。しかし、「自然」に訴

えかけるこうした主張は、じつは循環論法にもとづくものが多く、注意が必要である⁹。

なお、違和感や嫌悪感、憤り、怒りなどの感情や感覚の多くは、「本能」という「自然本性」に根ざすものではなく、特定の文化のなかでその人間のなかに形成された考え方（世界観・人間観）や価値観にもとづいている部分が大きいのと思われる。たとえば、人種隔離の政策や制度を当然のことと考えていた 1960 年代以前の米国の多くの白人たちは、白人と有色人種がいっしょの教室で学ぶなどということには強い違和感・嫌悪感・憤りをおぼえたようだが、現在の日本人で白人たちのそうした反応を当然のことと考える者はそう多くはないはずである。むしろ、当時のそういう反応をこそ差別的なものと考え、それに対して違和感・嫌悪感・憤りをおぼえる者も少なくないだろう。また、同一人物でも、事柄に対する認識を深め、考え方や価値観をみずから構築しなおすことで、感情や感覚自体も変化する可能性があるのだ。

もとより、この可能性を現実化するのは、けっして容易なことではない。世に言う「意識改革」は、法改正や制度改変などにとまなう外的要請によって新たな規範を「タテマエ」として受容するところまでしか行かないことも、現実には少なくない。たしかに、問題が問題として可視化されることすらなかった段階よりはそれでもましである、とは言えよう。しかし、学問の府である大学としては、何ごとによらず、問題の根源にまで遡り、事柄の本質を洞察することで、規範や価値に関するみずからの意識そのものの内発的な組み替えを図るべきであると考えます。

トランスジェンダーの学生の受け入れには“違和感がある”、という発言については、以上の点も念頭に置いて、まずその趣旨あるいは真意を慎重に見極めなくてはならないだろう。そのうえで、その趣旨が正当なものであるかどうかを、つまり、受け入れるべきであるという意見を覆すに足るだけの正当な根拠をそなえたものであるかどうかを、慎重に判断する必要がある。

- 6) “年齢上、性自認がまだ定まっていない”： この発言は、《性自認は固定的であるべきだ》という考え方を前提していると思われる。しかし、すでに確認したように、「シスターズ」と呼ばれるアメリカの一連の女子大学も、お茶の水女子大学、奈良女子大学、宮城学院女子大学も、《性自認は流動的であってかまわない》という考え方に立脚している。
- 7) “人権問題としてとらえるべきではない”： この発言も、これだけだとその趣旨が見極めづらい。ただし、こう発言する人は、《人権問題であるとするならば、その権利を侵すことはできない》という認識はもっているからこそ、あえて当該の主張をおこなうのだらうと思われる。これまで確認してきた社会の趨勢、およびその思想的基盤に抗して、《人権問題ではない》とあくまで主張する場合、その主張を支える論拠は何であろうか。説得力ある論拠を提示できるだろうか。
- 8) “清泉はカトリックである”： この発言も、これだけでは、どのような趣旨での反

対意見なのか判然としない。とはいえ清泉女子大学が、カトリックの女子修道会を設立母体とするカトリック系の大学であることは確かである。トランスジェンダーの学生の受け入れの可否を考える場合にも、清泉女子大学のこの特性が重要な判断基準となることは言うまでもない。この点については、以下であらためて考察を加える。

【3】受験の可否に関する委員会としての判断・見解

すぐ上でも述べたように、清泉女子大学は、カトリックの女子修道会を設立母体とする大学である。

このことから、本委員会の検討課題について特定の結論がおのずと帰結するものであろうか。そう考えることはできない。本学と同じ特性をもつある女子大学が、トランスジェンダーの学生の受け入れについて、管区の司教団に数年前に判断を仰いだことがあるそうだが、それに対する回答は「各大学で判断してほしい」というものであったという。

これは当然のことと言えよう。カトリックの修道会の設立による「カトリック大学 (universitates catholicae)」は、「教会立大学〔教皇庁立大学〕 (universitates ecclesiasticae)」とは異なるからである。教会立大学とは、使徒座〔ローマ教皇ないしローマ教皇庁〕によって設立または認可された大学のことを指す。カトリック大学と教会立大学との違いは、カトリック新教会法典に記されている¹⁰。

さて、そうであるならば、トランスジェンダーの学生を受け入れるか否かという問題を検討するにあたって本学が最終的に依拠すべき判断基準は、清泉女子大学が清泉女子大学であることの根幹をなす2つの事柄、つまり、(1) 本学が有する「建学の精神」、「モットー」、「教育目標」¹¹と、(2) 本学が女子大であるということの使命とに求められるべきであろう。

これまで確認してきたように、現代社会の趨勢、およびその趨勢を規定している思想に照らして考えた場合、トランスジェンダーの学生を受け入れるべきであるという判断が妥当なものであると思われる。しかし、もしその思想が上記の(1)あるいは(2)に反するものであったとしたら、本学としては社会のその趨勢に従うわけにはいかないはずである。

以下、この点を検討する。あらかじめ述べておくと、(1)と(2)はまったく別個の観点というわけではなく、不当な社会的抑圧を問題視し、その改善を目指すという点で連動している。

(1) 本学の「建学の精神」、「モットー」、「教育目標」に照らして考えると？

本学のホームページには、「建学の精神・大学の理念」として、次の文章が記されている——「清泉女子大学の建学の精神は、キリスト教ヒューマニズムにあり、「まことの知・まことの愛 (VERITAS et CARITAS)」の追究をモットーとしています。また、建学の精神に基づき、少人数教育による人格的触れ合いを通して、自分で考え、判断し、決断することのできる女性を育成し、また自国の文化と異文化を理解し、地球市民として共に生きる姿勢を大切にし、地に足のついた緑ゆたかな大樹のようにしっかり育てることを、大学の理念として

掲げます」。

この文章に即して言うなら、鍵となる概念は、建学の精神においては、①キリスト教ヒューマニズム、②「まことの知・まことの愛」であり、大学の理念（=教育目標）においては、①人格的触れ合い ②自律・自立した女性 ③地球市民、である。

キリスト教ヒューマニズムの中心をなすのは、隣人愛の教えである。隣人愛とは、以前に本学で教鞭をとっていた坂口ふみの言葉を用いるなら、「人であるかぎりの人」という、人間の純粋な核心への愛¹²である。「人はどのような性質・地位・能力などの属性によって尊いのもない。ただそのペルソナ¹³たるゆえに尊いのである」。隣人愛の教えは、「人であるかぎりでの人」を尊厳ある個人として尊重すべきことを説く。つまり、人種、民族、性別、身体的あるいは精神的特徴、身体的あるいは精神的能力、国籍、出身地、文化、宗教、言語、等々によって尊厳を認めたり認めなかったりすることは、キリスト教ヒューマニズムのもとでは許容されえない¹⁴。

ただし、現実の社会においては、こうした属性の違いによって特定の人々が社会の周縁に押しやられてきたし、いまでもそうである。キリスト教ヒューマニズムに立脚する者であるならば、それを不当なこととみなし、多数者によって不当に排除されたり抑圧されたりする少数者に寄り添おうとするはず、と言うより、そういう者たちとともに生きようとするはずである。

隣人愛を説いた、ほかならぬイエスの生き方が、そうであった。イエスは、ハンセン病をはじめとした病人、娼婦、徴税人、サマリア人など、当時の社会において、好ましくない人間として抑圧や排除の対象となっていた少数者と、「人であるかぎりの人」どうしの交わりを、つまり「人格的触れ合い」をもったと言える。

女子大学への入学を希望するトランスジェンダーの生徒たちのなかには、周囲の無理解や偏見などによって、いじめをはじめとしたさまざまな困難に晒されている者が多い。こうした人たちもまた、社会の周縁に押しやられている少数者なのである。

これとの関連で、日本カトリック司教団の見解を確認しておこう。日本カトリック司教団がカトリック中央協議会を刊行者として出版している『いのちへのまなざし【増補新版】』（2107年）には、次のような文章が記されている。

・「イエスは差別され、排除される人に深く共感し、その人々を特別に兄弟姉妹として受け入れました」。

・「差別とは、何らかの属性（人種、性別、年齢など）をもつ集団に対して、不当で偏った、不利益になるような扱いをすることです」。

・「日本社会には、ほかにもさまざまな差別があります。外国人、アイヌ、自死遺族、被爆者、水俣病患者とその家族、性的マイノリティ、HIV陽性患者などに対する差別、また外見による差別などです。女性や障害者に対する差別も依然なくなっていない」。

このように見てくると、「建学の精神」・「モットー」・「教育目標」という理念に照らして考えた場合にも、トランスジェンダーの学生は受け入れるべきであるという結論が妥当なものであると思われる。今の場合、予断や偏見から脱却して「人間の純粋な核心」への洞察へと至るのを可能にするのが「まことの知」であり、その知に裏づけられた隣人愛が「まことの愛」である、と言ってよいだろう。

(2) 本学が女子大学であるということの意味・意義を何に見るか、ということに照らして考えると？

「セブン・シスターズ」と呼ばれる米国の「名門女子大学」が女子大学の使命を何に見ているかについては、すでに紹介したとおりである。この点については、本学の考え方もほぼ同様であると思われる。

日本は、法の前での男女の平等が謳われていても、今なお性別や性別役割分担についての固定観念が根強い社会である。たとえば、内閣府男女共同参画局の文書でも、次のように述べられている——「日本における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて低い水準にあり、その差は拡大しています」、「世論調査の結果などを見ても、我が国は、固定的性別役割分担意識に関しての偏見が根強いことがうかがえます。また、現状では男女の置かれた社会状況には、個人の能力・努力によらない格差があることは否めません」¹⁵。

こうした社会のあり方と大学も無縁ではありえない。大学という場でも、共学校の場合、いわゆる「男性中心社会」の仕組みや意識を当然視する傾向が女子大学よりも顕著であるように見受けられる。だとすると、男女の特性や役割についての固定観念を押しつけられることなく、女子学生が安心して伸びやかに自分の素質を開花させていけるような教育環境は、共学校ではじゅうぶんに保障されない場合がある。まさにそういう教育の場を提供することに、女子大学が存在することの意味・意義があると思われる¹⁶。

女子大学である本学は、男性中心の社会とは一線を画した環境の維持あるいは形成に務めている。相当程度そうした環境が実現できているのは、第一に、性別や性役割についての固定観念に縛られている教職員が少なく、また、組織運営も、そういう固定観念にもとづく面が少ないからであり、第二に、ジェンダー問題はもとより、社会的不公正の問題や差別の問題に授業や課外活動で積極的に取り組んでいるからであるだろう。そして、こうした環境は、トランスジェンダーの学生にとっても貴重なものである。

以上のことから、本学が女子大学であることの理念に照らして考えた場合にも、トランスジェンダーの学生は受け入れるべきであるという結論が妥当なものであると思われる。

ところで、理念や理想には、おうおうにして現実が対立する。トランスジェンダーの学生の受け入れについても、同様である。トランスジェンダーの学生の受け入れに対して違和感をいだく人や反対する人が一定数いるというのが、おそらく本学でも現状であるだろう。

理念と現実とが齟齬する場合、それに対する態度として大きく二つのものを区別することができる。ひとつは、理念と現実との対立を、理念をたんなる建前としてしまうことで、あるいは、理念の水準を引き下げることによって解消しようとする態度である。もうひとつは、理念と現実とのあいだに齟齬があることを直視したうえで、理念に近づく方向で両者のひらきを縮めていこうとする態度である。この場合には理念は、現実との関係を欠いた空疎なお題目ではなく、人間の思考と行動とを特定の方向へと今この現実のただなかで駆動する力をもつことになる。

キリスト教ヒューマニズムは、もともと、理念重視という基本姿勢をそなえていると言える。文字通りに受けとめるなら並の人間にはほぼ実行不可能な教え、すなわち隣人愛の教えを、あえてその中核に据えているのも、そのひとつのあらわれである。理念を重視するとは、また、普遍を志向するということでもある。「カトリック」という言葉にしても、「普遍的」を意味する $\kappa\alpha\theta\omicron\lambda\iota\kappa\acute{o}\varsigma$ (katholikos) というギリシア語の形容詞に由来する。じっさい、本学の『学生要覧』の「教育目標」には、「普遍的な真理を求める」と記されている。

普遍を志向するとは、特定の時代や特定の場所で通用しているだけの意識や規範を最終的な拠り所とはしないということである。もとより、衣食住の様式や礼儀作法（エチケット、マナー）などは、それぞれの文化ごとに多様であってよい。しかし、そうした伝統的社会慣習としての生活様式や規範と、『人としてすべきこと・すべきでないこと』にかかわる法的あるいは倫理的規範とは、区別されなければならない。とりわけ倫理的規範については、人類共通の普遍的規範とは何か、つねに問われつづける必要がある¹⁷。

「まことの知」の原語である「ウェリタス(veritas)」というラテン語は、英語であれば truth に相当し、ふつうは「真理」・「真実」と訳される。《文化的相対性を超えるべき次元の事柄については、「地球市民」¹⁸として普遍的な真理を追求しつづけよ》、という使命を本学はみずからに課しているのである。

【4】委員会の結論と提言

トランスジェンダーの学生を受け入れるべきか否かについて、①現代社会の趨勢と、その趨勢を規定している考え方、②本学の「建学の精神」および「大学の理念」（教育理念）、③女子大学の存在意味、という観点から検討を加えてきた。その結果、本委員会としては、トランスジェンダーの学生は受け入れるべきであるという結論に至った。

ただし、受け入れる以上は、受け入れ態勢・体制を整える必要がある。それが整っていないままに受け入れては、入学者を不当に傷つけてしまうことにもなりかねないからである。意識面では、トランスジェンダーについての正しい認識と情報を共有すると同時に、「建学の精神」および「大学の理念」（教育理念）についての理解を深めていくことが、また、その実現に近づこうという意志を確かなものにしていくことが必要である。制度面・施設面でも、以下で述べるような課題に取り組まなくてはならない。

したがって、本委員会としては学長に対して、《トランスジェンダーの学生の受け入れを

目指すことを大学の方針として決定し、その早期の実現を期して受け入れ態勢・体制を整えることに早急に取り組む》ことを提言したい。

【5】今後の具体的な課題

(1) 受験資格をどうするか。

受験資格は、《戸籍上の女性であるか、または、性自認が女性である》でよいかどうか。この場合は、トランスジェンダーの男性（戸籍上は女性で性自認は男性）であることを申告する者には受験を認めることになり、また、戸籍上男性で性自認が「その他」¹⁹であることを申告する者には受験を認めないことになるが、それでよいか。

(2) 性自認を認定する具体的な方法をどうするか。

《性自認が女性である》ことをどのようにして確認するか。①米国の（「シスターズ」と呼ばれる）女子大学のように、本人の自己申告だけで受験を認めるか。あるいは、②当人と対話を通じて確認し、医師の診断書や高校が作成する書類などは必須のものとはしない、というお茶の水女子大学の方針を採用するか。あるいは、③本人以外の第三者の手による文書の提出は求めない、という宮城学院女子大学の方針を採用するか、④医師やカウンセラーら専門家の意見書か、親族の署名付きの自己申告文などを提出させたうえで面談して確認するという、奈良女子大学の方針を採用するか、あるいは、⑤医師の診断書や高校が作成する書類など、第三者の手になる文書の提出を必須のものとして課すか。あるいは、⑥それらとは異なる、本学独自の認定方法を考えるか。

(3) トランスジェンダーをはじめとした「性的少数者」について大学全体の理解を深めるためにどのような活動をおこなうか。

講演会、ワークショップ、などの開催のほかに、おこなったほうがよいことは何か。また、実施枠や実施主体をどうするか。

(4) 受け入れのためには、どのような体制の構築や施設の整備が必要か。

- 1) 授業： スポーツの実技科目での参加形態、合宿での部屋割り、など。
- 2) 学生生活： 定期健康診断の実施形態、学生寮への入寮の可否、など。
- 3) 環境整備： トイレ、シャワー、更衣室、など。
- 4) 就職活動： インターンシップや就職活動時の相談対応、など。
- 5) 留学： 留学先での生活環境や学習支援体制についての相談対応、など。
- 6) 相談窓口： どの部署がどのような体制でおこなうか。
- 7) ガイドライン： 受験時の対応および入学後の対応に関するガイドラインの原案をどの組織で作成し、どのような手順を踏んで制定するか。

(5) 教職員、在校生、その父母、卒業生、受験生などへの説明会をどうおこなうか。

¹ 「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」（平成 15 年法律第 111 号）第 2 条では、性同一性障害について次のように定義されている——「この法律において「性同一性障害」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する 2 人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう」。

² この項目については、中西絵里（法務委員会調査室）「LGBT の現状と課題——性的指向又は成人に関する差別とその解消への動き——」（『立法と調査』2017. 11 No. 394、参議院常任委員会調査室・特別調査室）を主に参考にした。

³ 「セブン・シスターズ」と呼ばれる 7 女子大学についての情報は、高橋裕子「トランスジェンダーの学生受け入れとアメリカの名門女子大学——もう一つの「共学」論争後のアドミッションポリシー」（三成美保編著『教育と LGBTI をつなぐ』の第 8 章、青弓社、2017 年）、同「アメリカの女子大学におけるトランスジェンダー学生の受け入れをめぐる——セブン・シスターズを中心に」（日本女子大学人間社会学部 LGBT 研究会編『LGBT と女子大学——誰もが自分らしく輝ける大学を目指して——』所収、学文社、2018 年）参照。

⁴ ノンバイナリーと呼ばれる人やジェンダー・ノンコンフォーミングと呼ばれる人は、男性と女性の両方が混じりあっているように自分を感じたり、あるいは、自分が男性と女性の間にいるように感じたりする。ノンバイナリーとジェンダー・ノンコンフォーミングをあえて区別するなら、性自認において自分の性別を男性・女性のどちらかに限定していない場合がノンバイナリーであり、男性・女性という二元的な性別観そのものを問題視して、どちらの性別もあえて選び取らない場合がジェンダー・ノンコンフォーミングである。

⁵ 男性か女性かという固定的な性別分類を性自認において受け入れていない人。

⁶ 戸籍上の性は女性であるが性自認が男性である人。

⁷ 力をもつ者の横暴から「弱者」の利益を守るための一種の力であるという側面を権利がもっているのはたしかだが、だからといって、権利という概念の正当性を基礎づける理論的根拠も力であり利益であるということには必ずしもならない。

⁸ 「withnews」2019 年 2 月 2 日：

<https://withnews.jp/article/f0190202000qq0000000000000000G00110101qq000018564A>、最終閲覧は 2019 年 3 月 25 日。

⁹ この点をはっきりさせるために、まず、「不自然なこと」とはいったいどういう事柄を意味しているのかと問うてみよう。

この問いに、それは自然界においては生じないようなこと、換言すれば、自然法則に反するようなことを意味するのだ、と答えたでしょう。ところが、トランスジェンダーは現に生じているのであるから、この観点からすると、トランスジェンダーは「不自然な」ことではなく、むしろ「自然な」ことと呼ばなくてはならない。

それで、「自然な」「不自然な」という区別の基準として念頭に置かれているのは、自然総体ではなく、自然のある特定の局面であるとしてみよう。さて、それはどのような局面なのだろう。

多くの場合、これに対する回答として思い浮かべられているのは、人間を除外した自然界、さらに言えば、文化に汚染されていない本来的自然、というイメージであるだろう。あえて言語化すれば、《本来、自然界にはトランスジェンダーは存在しない（人間以外の動物はトランスジェンダーにならない）、この意味でトランスジェンダーは「不自然」である、ゆえにトランスジェンダーは受け入れがたい》という暗黙の推論である。しかしながら、こうした考え方にしたうなら、動物にはみられない人間特有の能力やそれにもとづく行動は、ということはつまり、私たちの行為の大半は、すべて受け入れがたいものとなってしまふ（たとえば、こうして文字を用いて何事かを書きしるしたりそれを読みといたりするようなことは「不自然」このうえないことであり、それゆえ道徳的に「よくない」ことなのである）。

とすれば、念頭に置かれているのは、人間的「自然」のある特定の局面であったことになる。それに応じて、人間の能力や行動のある特定の可能性だけが「自然な」ものとみなされ、それ以外の能力や行動は「不自然な」ものと呼ばれているわけである。

ところで、さまざまな可能性のなかからその特定の可能性だけが選出されるのは、どのような手続きによるのか。この点を考えていくと、善悪の判定基準を「自然」に求めようとする議論が循環論法にもとづくものであることがあらわになる。というのも、一見するともっぱら事実的なものだけに訴えかけられているようにみえながら、そうした議論では、実際には、あらかじめ暗黙のうちに、ということはいずれ自身なら根拠づけがほどこされることのないままに、特定の価値規範が前提されたうえで、そこから当の

規範的価値判断が導き出されているにすぎないからである。たとえば、トランスジェンダーやそれ以外の性的少数者（たとえば同性愛者）の性自認や性的指向に対する道徳的指弾を例にとりて言えば、それらは道徳的悪であるという直接的な——この直接性は、文化による媒介性に対立するものではない——直感的価値意識が、それらは「自然」に反するという言明を生み、この「事実」からそれらは道徳的悪であるという規範的判断が「導き出される」、という具合である。

結局、このような論法を用いれば、どのようなことに対しても非道徳的というレッテルを貼りつけることができてしまう。というのも、あらかじめ自然というものを自分の主張に都合よく定義しておきさえすればよいからである。

¹⁰ カトリック大学にかかわる条文では、「教区司教は、自己の領域内に設置されているカトリック校について、修道会の会員によって設立され運営されている学校であっても、それを監督し、視察する権限を有する。〔中略〕ただし、その学校の内部管理に関する自治を害してはならない」（第 806 条）と述べられている一方で、教会立大学については、「教会立大学及び単科大学は、使徒座による設立又は認可によってのみこれを設置することができる。教会立大学及び単科大学は使徒座の最高規制のもとにある」（第 816 条）と規定されている。

¹¹ 本学の『学生要覧』（2019 年度）10 頁。

¹² 岩田靖夫・坂口ふみ・柏原啓一・野家啓一著『西洋思想のあゆみ——ロゴスの諸相——』（有斐閣、1993 年）102 頁。

¹³ 「ペルソナ」の原語はラテン語の persona である。これが、たとえば英語では person、ドイツ語では Person、フランス語では personne という単語になっている。これらは、現代の日常語としては、ほぼ日本語の「人」に相当する意味で用いられることが多い。たとえば、カフェやレストランなどで「何人様ですか？」と店員が客に尋ね、客が「3 人です」と答えるような場合、ドイツでは Person という語を使う。

さて、ラテン語の persona は、古代ギリシア語の二つの単語の翻訳語として用いられていた。一つは、πρόσωπον (prosopon) というギリシア語であり、この語はもともとは「（劇で役者が用いる）仮面」を意味していたようである。そこから、「顔」、「登場人物」、「役割」、「人称」といった意味が派生してきて、さらには「（法律上・道徳上の）人格」という意味をもつに至ったと言われている。

もう一つは、ὑπόστασις (hypostasis) というギリシア語であり、これは、もともと、《下に (hypo) に立っている (stasis)》という意味をもち、「基体」と訳せる言葉である。三位一体論の術語として用いられる場合には、日本語では「位」あるいは「位格」という訳語となる。三位一体論は、キリスト論（イエスは神であると同時に生身の人間でもある、という教説）とならんで、キリスト教神学の基盤をなす。単純化して言うと、三位一体論は《三つであると同時に一つ》と主張し、キリスト論は《二つであると同時に一つ》と主張する。見方によっては、これは論理的に矛盾しており、不条理である。不条理・不合理とも見えるこの信仰内容をぎりぎりのところまで論理的に説明しようとしたのが中世のキリスト教神学であると言ってよいだろう。

三位一体論の説くところによれば、神は実体——ギリシア語 οὐσία (ousia)、ラテン語 substantia、英語 substance——としては一つであるが位格——ギリシア語 ὑπόστασις (hypostasis)、ラテン語 persona、英語 person——としては三つである。三つの persona とは、父としての神、子としての神、聖霊としての神である。これらの区別を、三つの《もの》があると、つまり三つの実体 (substantia) があると受け取るなら、三つの異なった神が存在することになってしまう。つまり、キリスト教は多神教になってしまうわけで、神は substantia としてはあくまで一つであると考えなくてはならない。そのため、三つの persona は、一なる実体の次のような三つの存在様式、すなわち、相互の関係の仕方によってのみ区別可能な三つの存在様式であるとされる。つまり、《父は子を生む》、《子は父によって生まれる〔生み出される、と無理にでも受動態として理解していただきたい〕》、《聖霊は父と子から発出する》という表現によって示される関係の仕方によってしか、父、子、聖霊という三つの perosna は区別できないのである。

なぜこういう込み入った話になるかというと、その理由の一つは、『聖書』のなかでイエスが神に向かって「父よ！」と呼びかけたり、みずから「父なる神」について語ったりしていることにある。イエスは神なのであるから、イエスと神とは結局は同じ一つのものであるはずなのだが、呼びかけるイエスと呼びかけられる神とのあいだにまったく何の差異もないとするなら、呼びかけるという行為自体が無意味化してしまうだろう。両者は、何らかの意味において、あくまで二つと区別できるのでなければならないのである。

さて、人間を指す言葉としての persona は、日本語では「人」とか「人格」とか訳される。この場合でもじつは、三位一体論において persona という言葉がもっていた意味の核心部が引き継がれているとみることができる。人と人とは交わりのうちにある。他との関係を離れて自分だけで存在しうるような自己完結的な存在（つまり実体=substantia）では、人間はありえない。けれども、そうであると同時に、さまざまに交錯する関係のうちでの独自の結節点（結ばれ）として、すなわち、他との関係を不可欠の契機とし

つつもその関係のなかに解消され尽くしてしまうことのないものとして、人間は他の人間とは代替不可能な、つまり《かけがえのない》個としての存立をもっている（つまりペルソナ=persona）。

persona に由来する西欧近代語が、《権利と義務の担い手としての自律的主体》を理念として含意する概念（日本語では「人格」と訳される）を表示するようになるのも、persona のこうした基本的意味の、ある方向への展開とみることができるだろう。

ところで、《三つであると同時に一つ》というような込み入った主張を三位一体論がおこなうさらに重要な理由は、神による人間の救済という事柄の核心にかかわる。神は全能なのであるから、全能のままに人間を救済するのは、神にとって造作もないことだと言える。しかし、その場合には、人間の苦しみに対する理解を欠いたままで神は人間を救済することになる。人間が肉体上の苦痛にさいなまれ、精神上の苦悩に打ちひしがれるのは、神とちがって人間が有限であり不完全だからである。無限であり（つまり、どのような限界とも無縁であり）完全である神は、そのような人間苦とも無縁であるといえる。人間の苦しみがわかるのは人間だけなのである。

さて、苦しむ者にとって、自分の苦をわかってきている者による救いのほうが、ということとはつまり、自分と同じように苦しんだことのある者による救いのほうが、そうでない場合よりも、救いのありがたさはいっそう身に沁みるものであるにちがいない。神による救いについても同じことが言えるとするなら、神みずから人間になって、つまり、「受肉」して、人間苦をじっさいにその身でその心で体験しなければ、その救いは、少なくとも人間の視点からは、不完全なものにとどまるのではないだろうか。その意味で、神は不完全なものになることによってはじめて完全な救いを実現できると言うべきである。

しかも、その救いが万人に及ぶためには、受肉した神の苦しみ、つまりイエスの苦しみは、その強度と深度においてどの人間の苦しみをも凌駕するものでなければならない。そうでないと、「お前の苦しみはわかる」と、万人に向かって語ることができないからである。イエスによる十字架上の死、およびそれへの道行きは、肉体の面でも精神の面でも人間苦の凄惨さの極限を示している。

ただし他方で、万人に救いをもたらすことができるためには、神はやはり万能でなければならない。救世主であるイエスは、こうして、神であると同時に人間でもあるという、独特な存在性格を帯びることになる。

さて、すでに述べたように、イエスは《子としての神》という persona である。イエスは、キリスト教神学によれば、神であるという本性と人間であるという本性とを同時にもつ。ところで、神は完全であり無限であるのにたいして、人間は不完全であり有限である。いわば水と油のように相容れないと見える二つの本性が、イエスという persona には共存している。とすると、persona それ自体とその属性とは相即不離の関係にはないと言わなければならない。なぜなら、もし神という本性と persona が一体化しているとすると、その persona は人間という本性をもちえないだろうし、もし人間という本性と persona が一体化しているとすると、その persona は神という本性をもちえないだろうからである。だとすると、persona は、それに付帯するさまざまな属性には解消されえない、それ自体としての独自の存立をもつことになるはずである。

ここでふたたび、人間を指す言葉としての「ペルソナ」=「パーソン」に話を戻そう。ラテン語の persona を語源とする西洋近代諸語が日常の生活で用いられるときには、すでに述べたように、「人」を意味する場合がほとんどである。これもすでに論じたように、キリスト教ヒューマンイズムの一般的な観点に立つなら、人が人として尊重されるのに、あるいは、人が人として敬意を払われるのに、特別な資格や能力は必要とされない。たとえば、本学の『学生要覧』の「建学の精神」には、「人間は尊厳であるものとして創られているとの確信」と記されている。その人にそなわるあれこれの属性を超えた次元で、あるいはその手前の次元で、つまり、「人であるかぎりの人」という次元で、各人に個としての尊厳を認めるというのがキリスト教ヒューマンイズムの立場である。「人であるかぎりの人」のこのような存立形態は、上で確認した persona の存立形態、つまり「persona は、それに付帯するさまざまな属性に解消されえない、それ自体としての独自の存立をもつ」という存立形態と重なりあうものなのである。

さて、こうした主張に対しては、人の属性をいっさい度外視した次元で、なお人の独自性とか個性とかを語ることができるものだろうか、と疑問が投げかけられるにちがいない。この人が他の人とは代替のきかない、その意味で《かけがえのない》人であるのは、この人が他の人とは異なる独自の属性（容姿、性格、能力、等々）をもっているからこそではないのか、と。

これはもっともな疑問であり、簡単に決着をつけることのできるような問題ではない。ただし、ここでは、これまでたどってきた思索の延長線上で、回答のひとつの可能性を探ってみることにしたい。その場合、上の疑問に対しては、その人をその人として属性抜きに特定することは、少なくとも神にとっては可能であるはずだ、とまずは答えることができるだろう。神は、人類全体を集団として一括して救済するのではなく、個々人をあくまで一対一の個別の関係において救済する、とキリスト教神学では考えられている。同様に、人間は一人ひとり個別に神によって創造されるといわれる。その創造にあたっては、いわば

設計図に相当するような何かが、つまり、神が個々人をそれによって識別する何かが、あらかじめ神のうちに存在しているはずである。この何かに、この世で私たち人間が感覚器官にもとづく経験によって確認できるような属性がそのままの形でふくまれているとは考えづらい。

とはいえ、あえて神など持ちださなくても、私たちのふだんの生活実感にもそうした機微は孕まれているとも言える。背が高い、鼻筋が通っている、優しい、頭の回転が速い、などなど、自分にとってかけがえのない人間の属性を、あるいは自分自身の属性を、私たちはどれぐらいまで数えあげることができるだろうか。人によっては、耳の大きさとか爪のかたちとかまで話が及ぶことはあるだろうし、あるいは、視力や血圧に言及することもあるかもしれない。しかし、心臓のかたちとか脳波とかまでが、その人をその人たらしめている属性として認知されることは、まずないだろう。言葉にしてみれば、意外に限られた数の特徴しか列挙できないのではないだろうか。

しかも、その一つひとつは、言葉で表現されているかぎり、その人しかもてない属性ではない。背が高い人も、優しい人も、いくらでもいる。それでも、認知できる属性をすべて合わせてみれば、その組み合わせからなる個体はそうざらにしているものではない、とこう言うことはたしかにできるかもしれない。だが、有限個の属性の組み合わせである以上、世に二つとない、とは言い切れない。それに、そうした属性の多くは、時間とともに変化していく。

たとえば、含羞の美少年も、ふてぶてしい禿頭の中年男を経て、家族の顔も見分けられない老耄の境に踏み入る、とは自分の行く末としても予想のうちに入る事柄である。末期には、意識も失せて、枯れ枝のような老軀が病床に横たわっているとして、さて、その妻なり子どもにとって、その人物はどのような存在であるだろうか。どのようなあり方をしているかは、つまり、どのような属性をそなえているかは、もはやほとんど意味をもたないにちがいない。いまここにこうして存在している、という端的な事実の重みに向きあうだけなのではないか。この人がかつてどういう人であったか、そしていまだどういう人であるか、ということは背景にしりぞき、私の夫として、あるいは、私の父として、かけがえのきかない《この人》の存在がただ迫ってくるのではないか。

さまざまな属性の束には解消され尽くせない、こうした存在の核ないし存在の基底とでも言うべきものの予感あるいは望見は、なにも臨死のような非日常の状況でだけ生じるわけではない。日常生活のふとしか瞬間に、眼前の家族や友人についてその人物の明確な輪郭を描けなくなったこと、あるいは、そういう輪郭を自分が描いてしまうこと自体にためらいを感じたことはないだろうか。長い年月にわたって身近な関わりをもちつづけてきた人物についてこそ、この人はこういう人だ、と単純に言い切ることがじつは難しいことに気づかされる。私の理解の及びようのない何か、そして当人ですらそれを把握し切ることのできない何かが、相手のうちで息づいている、そしてその何かに対する畏怖ないし畏敬の念が私のうちに潜在している、とさしあたり言うことしかできないような体験である。20 世紀フランスのユダヤ系哲学者レヴィナスによる「神性は隣人を通じて顕現する」(内田樹訳『困難な自由』国文社、1985 年、108 頁) という言葉も、こうした消息を伝えているもののように思われる。

この何かを指し示す言葉が、三位一体論(父なる神、子なる神、聖霊なる神は、ペルソナとしては三つであるが、実体としては一つである、という教説)の文脈では、関係においてのみ独自性・個別性をもちうる「ペルソナ」であり、キリスト論(イエスは神であると同時に生身の人間でもある、という教説)の文脈では、特定の本性によって規定し尽くされることのない「ペルソナ」である、とこう語ってもよいのではないだろうか。

こうしたペルソナを、つまり「本性ないし本質と何らかの仕方で区別され、異種の本質をにないうる基体」、「本質・本性を支え、存在させる一種の純粋な存在性・純粋基体のようなもの」を、坂口ふみは、「個の底に見られる深淵」、「あらゆる規定からの自由」と呼ぶ。そのうえで坂口は、本性・本質とペルソナとのこうした「切断」について、「かけがえのない個の個としての尊厳と自由への愛を、存在論の言葉で表現したもの」と論じている(前掲書、118-120 頁)。

¹⁴ こうした考え方の核心部は、近代人権思想の始祖の一人に数えられる 18 世紀のドイツの哲学者、イマヌエル・カントにも引き継がれている。カントは、人間をたんなる機械や道具として使用することを禁じ、「人格〔ラテン語なら *perosna*〕における人間性」の尊厳を説いた。「人格における人間性」とは、思い切って単純化して言うと、《人間としてまっとうに生きることができるといふ潜在的な可能性》のことを指している。《人間として》とは、国籍や性別など、あれこれの属性の差異を超えて、ということの意味している。

《まっとうに生きる》とは、利己的な欲望や感情に引きずられることなく理性に内在する普遍的な道徳法則に即して生きようとする、つまり「自律」的に生きようとする、ということの意味している。

¹⁵ http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/index.html、最終閲覧は 2019 年 3 月 25 日。あるいは、「女性差別 入試、進学、キャリア・・・壁厚く」という見出しのついた 2019 年月 19 日付東京新聞の記事によると、日本の衆院議員の女性比率は 10・2 パーセントで、193 カ国中、165 位であり、また、フルタイムで働く男性の平均月給は 34 万円程度であるのに対し、女性は 25 万円弱であり、さらに、非正規で働

く女性の数は男性の2倍以上であるという。「世界経済フォーラム」(スイス)が2018年に発表した政治・経済・健康・教育の視点から男女平等の度合いを国別に数値化した「ジェンダーギャップ指数」で、日本は149カ国中110位だったことも、同記事は伝えている。

¹⁶ こうした観点に立って女子大学は女子学生のみに入學を許可しているわけであるが、このことは、積極的差別是正措置(Affirmative Action)という考え方からも正当化できる面があるのではないかと考える。一般に積極的差別是正措置とは、社会的・構造的な差別によって不利益を受けている者たち(女性・少数民族・障害者など)に対し、実質的な機会均等の確保を目指して講じる措置のことであり、一定の範囲で特別の機会を提供することなどがそれに相当する。つまり、あえて言うなら、一律に同じもの(同じ財や同じ待遇)を配分するという意味での「公平」よりも公正を優先するのが積極的差別是正措置である。平等を謳う法律や制度を形式上整備しただけでは事実上の平等を実現することができない、という近代以降の歴史的経験が、こうした特別措置の必要性を認識させるに至ったとみることができる。

¹⁷ このあたりについては、E・トゥーゲントハット他『ぼくたちの倫理学教室』(鈴木崇夫訳、平凡社新書、2016年)の「訳者解説」を参照いただきたい。

¹⁸ 地球市民(global citizen)という概念の近代における主要な源泉の一つは、カントのいう「世界市民」(Weltbürger = world citizen)である。日常生活において人々は、自分が属している組織(学校・会社・役所等)での自分の役割や役職に即してものごとを判断することが多い。そうするにあたっては、帰属集団・帰属共同体の規範や制度を自明視しがちである。世界市民とは、《身内》や《内輪》でしか通じない感受性や利害から身を引き離して、自分が帰属している集団・共同体の規範や制度そのものの正当性を理性的原理に照らして批判的に吟味しようとする。普遍的な理性的原理は個々の人間のうちに内在しているはずだとカントは考えるので、「自分自身の理性を用いて、自分自身の人格において語る」(カント『啓蒙とは何か』)ことによって、つまり、ある意味で個人に徹することによって、世界市民は、国家もふくめた「私的な」共同体の枠を越えた「公共的な」世界市民社会、理念としての普遍的世界市民社会へと開かれることになる。したがって、世界市民として生きるとは、カントの場合、日常のいとなみを貫く個々人の生きる姿勢や精神的態度にかかわる事柄であり、いわゆる「国際人」として国際的な場で活躍するというようなこととは必ずしも重なりあわない。世界市民が第一義的に目指すのは、いわば垂直方向への開放性であり、水平方向への開放性ではない。つまり、世界市民とは、学校であれ会社であれ国家であれ、自分の帰属集団と自分を同一視することのない人間、自分の帰属集団に吸収され尽くすことのない人間のことをいう。

カントは、世界市民について、たとえば次のように語っている——「世界の中に生じていることに対する関心という点で、われわれは二つの立場をとることができる。すなわち、俗世の子[Erdensohn]の立場と世界市民の立場とである。第一の立場にあつては、自分の商売と、それから自分の安寧に影響を及ぼすような事柄のほかには何らわれわれの関心を引かない。第二の立場にあつては、人類とか、世界全体、事物の起源、事物の内的価値、究極の目的といったものが、少なくともそういうことについて好んで判断するに足るほどには、われわれの関心を引くのである。／〔中略〕世界市民たる者は、よそ者のごとくではなく、その中に住む者として世界を見なければならぬ。世界観察者ではなく、世界市民でなければならないのである。／人は、しばしばあまりに狭い概念しかもたないために、また、あまりに狭い心根しかもたないために、俗世の子となっている。話をしても心や心情を引きつけるようなものが何も出てこず、内容もひどく狭いものである」(カント『人間学遺稿』、岩波版カント全集第15巻、402頁)。

¹⁹ 男性か女性という二者択一の固定的な性別分類そのものを受け入れないということで、たとえばノンバイナリーやジンダー・ノンコンフォーミングがこれに相当する。